

マルチ・ストラテジーズ・ファンド – トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド

ケイマン諸島籍オープン・エンド型契約型外国投信(トルコリラ建て)

交付運用報告書

作成対象期間: 第9期(2021年3月20日～2022年3月19日)

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、マルチ・ストラテジーズ・ファンド – トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド(以下「サブ・ファンド」といいます。)は、このたび、第9期の決算を行いました。

サブ・ファンドの投資目的は、国債、社債、譲渡性預金証書、資産担保証券、銀行預金ならびにレポ取引およびリバース・レポ取引を含む(ただし、これらに限られません。)、トルコリラ建ての短期金融商品に対する投資によって、収益を確保しつつ、投資元本を維持し、高い流動性を保つことです。当期につきましてもそれに沿った運用を行いました。ここに、運用状況をご報告申し上げます。

今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

第9期末		第9期	
1口当たり純資産価格	純資産総額	騰落率	1口当たり分配金額
0.01トルコリラ	1,001,864,551.00トルコリラ	16.61%	0.001553211トルコリラ

(注1) 騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算しています。以下同じです。

(注2) 1口当たり分配金額は、税引前の分配金額を記載しています。以下同じです。

サブ・ファンドの運用報告書(全体版)は受益者のご請求により交付されます。交付をご請求される方は、販売会社までお問い合わせください。

その他記載事項

運用報告書(全体版)は代行協会のウェブサイト(<http://www.tokaitokyo.co.jp/>)の投資信託情報ページにて電磁的方法により提供しております。

管理会社

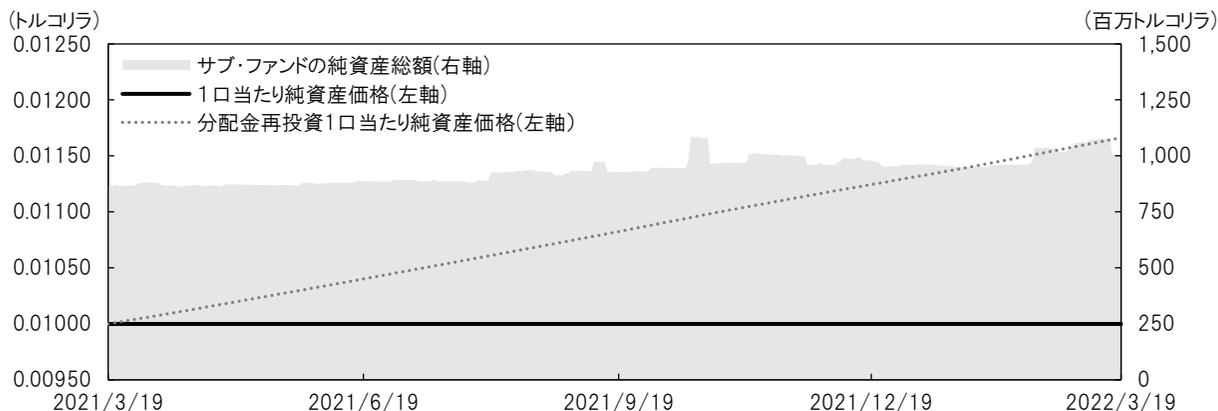
インターナショナル・マネジメント・サービス・リミテッド

代行協会員

東海東京証券株式会社

運用経過

当期の1口当たり純資産価格等の推移について



第8期末の1口当たり純資産価格	0.01トルコリラ
第9期末の1口当たり純資産価格	0.01トルコリラ (分配金額：0.001553211トルコリラ)
騰 落 率	16.61%

■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

サブ・ファンドの商品特性上、1口当たりの純資産価格は0.01トルコリラで変動はありません。

(注1) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にサブ・ファンドへ再投資したとみなして算出したもので、サブ・ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。以下同じです。

(注2) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、第8期末の1口当たり純資産価格を起点として計算しています。

(注3) サブ・ファンドの購入価額により課税条件は異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。

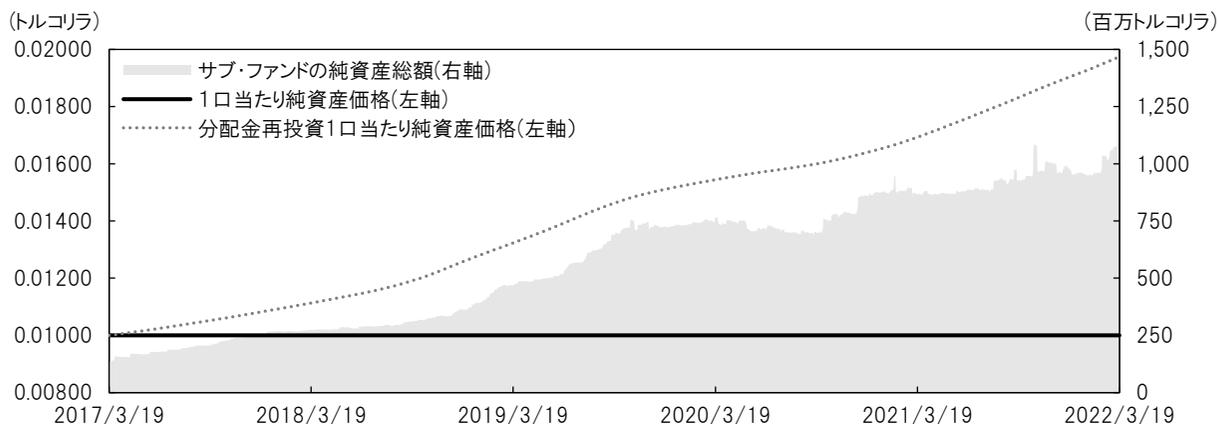
(注4) サブ・ファンドにベンチマークは設定されていません。

費用の明細

項目	項目の概要	
受託報酬	純資産総額の年率 0.04% (年間最低：43,000 トルコリラ)	サブ・ファンドの受託業務
管理報酬	純資産総額の年率 0.025% (年間最低：40,000 トルコリラ)	サブ・ファンドの資産の管理ならびに 受益証券の発行および買戻業務
投資運用報酬 (副投資運用報酬を含みます。)	純資産総額の年率上限 0.85%	管理会社に対する投資運用業務 投資運用会社に対する副投資運用業務
管理事務代行報酬	純資産総額の年率 0.08% (月間最低：8,900 トルコリラ)	サブ・ファンドの管理事務代行業務
保管報酬	純資産総額の年率 0.12% (月間最低：2,100 トルコリラ)	サブ・ファンドの資産の保管業務
代行協会員報酬	純資産総額の年率 0.10%	受益証券 1 口当たりの純資産価格の公表 を行い、また受益証券に関する目論見書、 決算報告書その他の書類を販売会社に交 付する等の代行協会員業務
販売報酬	申込みを取得した受益証券に係る 純資産総額の年率 0.35%	口座内でのサブ・ファンドの管理および事 務手続き、運用報告書等各種書類の送付、 購入後の情報提供等の業務
その他の費用 (当期)	0.20%	税金、銀行および証券業者の手数料、 保険料、弁護士費用、監査費用など

(注) 各報酬については、目論見書に定められている料率または金額を記しています。「その他の費用 (当期)」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期のその他の費用の金額をサブ・ファンドの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

最近5年間の1口当たり純資産価格等の推移について



	第4期末 (2017年3月19日)	第5期末 (2018年3月19日)	第6期末 (2019年3月19日)	第7期末 (2020年3月19日)	第8期末 (2021年3月19日)	第9期末 (2022年3月19日)
1口当たり純資産価格(トルコリラ)	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
1口当たり分配金合計額(トルコリラ)	—	0.001067952	0.001729305	0.001553185	0.000921065	0.001553211
騰落率 (%)	—	11.30	18.87	16.72	9.63	16.61
純資産総額 (トルコリラ)	134,183,223.78	273,535,543.00	470,023,300.00	764,811,580.00	870,720,973.00	1,001,864,551.00

(注1) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、第4期末の1口当たり純資産価格を起点として計算しています。

(注2) サブ・ファンドにベンチマークおよび参考指数は設定されていません。

投資環境について

トルコ債券市場は、期初より、2021年3月分のFOMC議事要旨で、資産購入縮小の条件を満たすにはしばらく時間がかかる公算が大きいとの認識が示されたことなどを背景に、米国の長期金利が低下する中、上昇しました。しかし、その後、トルコ政府は4人の中央銀行副総裁のうち1名を解任し、後任にエルドアン大統領の顧問のトゥメン氏を任命したと発表したことから、為替市場でトルコリラが主要通貨に対して下落する中、トルコ債券市場は下落しました。7月に入り、定例の金融政策委員会で、政策金利の据え置きが発表されるとともに、早期利下げを示唆するような文言の変更が見られなかったことなどを背景に、トルコ債券市場は一段安の展開となりました。しかし、10月に開催された金融政策委員会で、市場予想を上回る2%の利下げが決定されたことから、トルコ債券市場は上昇しました。11月に入ると、先行きのインフレ懸念などから為替市場でトルコリラが大きく下落し、対主要通貨で史上最安値を更新する中、トルコ債券市場は再び下落しました。年明け後、為替市場においてトルコリラの落ち着いた動きが継続したことから、トルコ債券市場は上昇する場面もありましたが、その後、ロシア軍がウクライナへの攻撃を開始したことなどを受け、世界的にリスク回避の動きが一気に広がる中、トルコ債券市場は急落する展開となりました。期末にかけても、米国务長官がロシア産原油の輸入禁止を検討していると述べたことなどをを受けて原油先物価格が急伸し、インフレのさらなる上昇が懸念され、欧米で長期金利が上昇する中、トルコ債券市場は下落しました。

ポートフォリオについて

当ファンドは、期中、トルコリラ建ての国債、社債、預金等を通じ、高い流動性を保ちつつ、投資元本の維持およびインカム・ゲインの獲得を目指し運用してまいりました。2022年3月19日時点の7日間平均利回りは、前期末の14.432%から上昇し15.174%となりました。

分配金について

当期（2021年3月20日～2022年3月19日）の各月の分配金再投資日に再投資された1口当たり分配金（税引前）は下表のとおりです。

（金額：トルコリラ）

分配金再投資日	1口当たり純資産価格	1口当たり分配金額 (対1口当たり純資産価格比率 ^(注))
2021年 3月 30日	0.01	0.000127793 (1.26%)
2021年 4月 30日	0.01	0.000131805 (1.30%)
2021年 5月 28日	0.01	0.000120471 (1.19%)
2021年 6月 30日	0.01	0.000143143 (1.41%)
2021年 7月 30日	0.01	0.000129919 (1.28%)
2021年 8月 31日	0.01	0.000138707 (1.37%)
2021年 9月 30日	0.01	0.000130949 (1.29%)
2021年 10月 27日	0.01	0.000118838 (1.17%)
2021年 11月 30日	0.01	0.000139202 (1.37%)
2021年 12月 30日	0.01	0.000116854 (1.16%)
2022年 1月 31日	0.01	0.000126186 (1.25%)
2022年 2月 28日	0.01	0.000116576 (1.15%)

(注) 「対1口当たり純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、サブ・ファンドの収益率とは異なる点にご留意ください。

対1口当たり純資産価格比率 (%) = $100 \times a / b$

a = 当該分配金再投資日における1口当たり分配金額

b = 当該分配金再投資日における1口当たり純資産価格 + 当該分配金再投資日における1口当たり分配金額

今後の運用方針

引き続き、トルコリラ建ての短期金融商品に投資することにより、高い流動性を保ちつつ、投資元本の維持、収益確保を目指します。

お知らせ

該当事項はありません。

サブ・ファンドの概要

ファンドの形態	ケイマン諸島籍オープン・エンド型契約型外国投信（トルコリラ建て）
信託期間	原則として、基本信託証書の締結日(2013年6月10日)から150年間存続しますが、一定の事由が発生した場合、または投資運用会社および副投資運用会社と協議の上、受託会社と管理会社がサブ・ファンドを償還することに合意した場合に償還されます。
運用方針	サブ・ファンドの投資目的は、国債、社債、譲渡性預金証券、資産担保証券、銀行預金ならびにレポ取引およびリバース・レポ取引を含む(ただし、これらに限られません。)トルコリラ建ての短期金融商品に対する投資によって、収益を提供しつつ、投資元本を維持し、高い流動性を保つこととです。
主要投資対象	サブ・ファンドの投資ユニバースには、主として、トルコ国債、社債、リバース・レポ取引および銀行預金が含まれます。
サブ・ファンドの運用方法	トルコリラ建ての短期金融商品に対する投資によって、収益を提供しつつ、投資元本を維持し、高い流動性を保ちます。
主な投資制限	<p>投資制限 以下の投資制限がサブ・ファンドに適用されます。 管理会社、投資運用会社、または副投資運用会社のいずれも、サブ・ファンドに関し以下の行為を行ってはならないものとします。</p> <p>(a) 会社として設立された集团的投資スキームを含むあらゆる種類の持分証券を取得すること。ただし、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。)(以下「投信法」といいます。)第2条第4項に定義される「証券投資信託」または投信法の第2条第22項に定義される証券投資信託に類する「外国投資信託」として設定される集团的投資スキームに投資する場合には、かかる制限は適用されません(当該集团的投資スキーム自体は持分証券には投資しないことを条件とします。)</p> <p>(b) サブ・ファンドの純資産の15%を超えて、容易に現金化することのできない私募持分証券、非上場持分証券または不動産等の非流動性資産に投資すること。ただし、日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則の第16条、外国投資信託受益証券の選別基準(随時変更または代替されます。)によって定められる価格の透明性を確保するための適切な措置がとられた場合を除きます。上記割合の計算は、管理会社の裁量により、当該資産の購入時に計算される金額または現在の時価のいずれかによることができます。</p>

主な投資制限

- (c) サブ・ファンドの計算において空売りされた有価証券の時価総額が純資産総額を超えることになる有価証券の空売りを行うこと。
- (d) サブ・ファンドの資産の価額の50%超が(i)金融商品取引法第2条第1項に定義される「有価証券」(金融商品取引法第2条第2項に定義される当該項に基づき有価証券とみなされる権利を除きます。)の定義に該当しない資産、または(ii)金融商品取引法第28条第8項6号に定義される「有価証券関連デリバティブ取引」の定義に該当しない資産によって構成されることになる投資対象を取得または追加取得すること。
- (e) 管理会社またはその他の第三者の利益のため、受益者の保護に反するまたはサブ・ファンドの資産の適切な運用を害する取引を行うこと。
- (f) サブ・ファンドの計算において保有される一発行体の発行済社債の総額が、純資産総額の10パーセントを超えることとなる、当該発行体の発行済社債を取得すること。
- (g) 満期が365日以上の有価証券を取得すること。
- (h) 自己またはその取締役を当事者とする取引を行うこと。
- (i) 管理会社またはサブ・ファンド以外の者に利益を与えることを意図する取引を行うこと。
- (j) 後記の「借入制限」の項に記載される借入方針に従う場合を除き、サブ・ファンドの計算において借入れを行うこと。
- (k) 単一の発行体の株式または受益証券の価額(以下「株式等エクスポージャー」といいます。)が、純資産総額の10%を超える場合(かかる株式等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイドラインに従って計算されます。)、当該会社の株式または当該投資信託の受益証券を保有しないものとします。
- (l) デリバティブのポジションからある単一のカウンターパーティーに対して生じるネット・エクスポージャー(以下「デリバティブ等エクスポージャー」といいます。)が、純資産総額の10%を超える場合(かかるデリバティブ等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイドラインに従って計算されます。)、単一のカウンターパーティーに対してデリバティブのポジションを保有しないものとします(120日以内に予約期日が到来する為替予約取引(店頭デリバティブ取引に該当するものは除きます。))については、この限りではありません。)
- (m) 単一の法主体によって発行され、組成され、または、負担される有価証券、金銭債権および匿名組合出資持分(以下これらを「債券等エクスポージャー」といいます。)の価額が純資産総額の10%を超える場合(かかる債券等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイドラインに従って計算されます。)、(i)有価証券(上記(k)に記載される株式または受益証券を除きます。)、(ii)金銭債権(上記(1)に記載されるデリバティブを除きます。))および(iii)匿名組合出資持分を保有しないものとします。

(注) 担保付の取引の場合には当該担保の評価額、当該発行者等に対する債務がある場合には当該債務額を差し引くことができます。
- (n) 単一の発行体またはカウンターパーティーに対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーが合計で純資産総額の20%を超える場合、単一の発行体もしくはカウンターパーティーにおいて、または、単一の発行体もしくはカウンターパーティーに対してポジションを保有しないものとします。

借入制限

投資運用会社、副投資運用会社および/またはそれらの委託先は、借入総額が純資産総額の10%を超えることにならないことを条件として、サブ・ファンドの計算において金銭の借入れを行うことができます。ただし、合併等の特別な緊急事態の場合は、かかる10%の制限を一時的に超過することができます。

分 配 方 針

サブ・ファンドは、受益証券1口当たり純資産価格が基準金額を超えた各取引日において、名目上、分配を行う方針です。

当該取引日に分配される受益証券1口当たりの金額は、受益証券1口当たり純資産価格を基準金額まで減額するために必要となる金額とします。

受益証券1口当たりの分配金は、小数第10位を四捨五入して計算されるものとします。分配金は、該当する分配日に、当該分配日において受益証券が自己の名義で受益者名簿に登録されている者について計上されるものとします。

分配が宣言され、当該受益者に計上される分配金の支払いを実際に受けるのではなく、該当する分配金再投資日に追加の受益証券の買付資金とされることに留意すべきです。受益証券に関し、宣言され、計上されたものの各分配金再投資日までに支払われなかった分配金は全て、該当する分配金再投資日に受益証券1口当たり純資産価格で、受益証券に自動的に（源泉徴収およびその他受益者の居住国で支払いが求められる税金を差し引いた後、）再投資されるものとします。受益証券の端数は発行されないものとします。受益証券の端数に関する権利が生じることとなる金額については、整数口数まで四捨五入されるものとします。

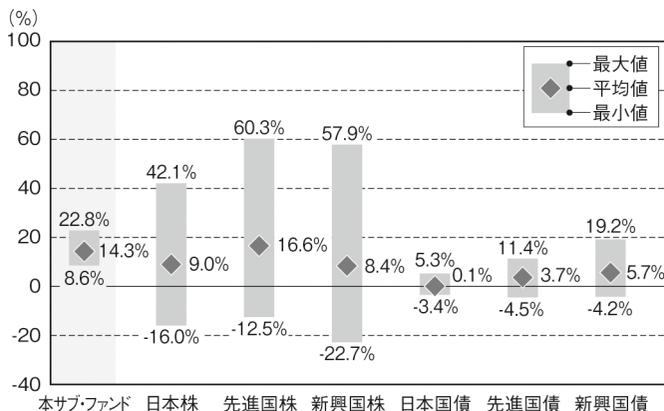
分配金再投資日以前に受益証券の買戻しを請求した受益者は、宣言され、計上されたものの受益証券が買戻される買戻日までに支払われなかった一切の分配金を、当該買戻請求に関する買戻代金とともに支払われるものとします。

関連する分配金が純資産総額から差し引かれる日である分配金落ち日は、該当する分配日とします。疑義を避けるために記すと、分配日である取引日において、有効な受益証券取得申込書を提出した受益者は、当該分配日における分配金を受け取る権利を有するものとします。分配日である買戻日において、有効な買戻請求書を提出した受益者は、当該分配日において分配を受け取る権利を有しないものとします。

受託会社は、受益者が基本信託証書の条項に基づき支払義務を負うものの未払いの金額について、分配金の全額またはその一部から控除し、相殺することができるものとします。

(参考情報) ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

このグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、2017年7月～2022年6月の5年間における年間騰落率（各月末時点）の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



本サブ・ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債
出所：Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

※ファンドの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。

なお、本サブ・ファンドでは、課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格に代えて、パフォーマンスインデックスを使用しています。パフォーマンスインデックスは、日々のリターン（分配金／（前日の純資産総額+0.01×前日からの発行済口数の増減））を計算し、設定日（2013年9月24日）を10,000として複利計算で算出しています。

※代表的な資産クラスの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。

※ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。

※ファンドの年間騰落率は、実際の1口当たり純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。※ファンドの年間騰落率は、各受益証券の参照通貨建てで計算されており、円貨に換算されておりません。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

※ファンドは代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

●各資産クラスの指数

日本株……TOPIX（配当込み）

先進国株……FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）

新興国株……S&P新興国総合指数

日本国債……ブルームバーグE1年超日本国債指数

先進国債……FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）

新興国債……FTSE新興国市場国債指数（円ベース）

（注）S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P. で円換算しています。

TOPIX（東証株価指数）の指数値およびTOPIXに係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXに係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。

FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）、FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）およびFTSE新興国市場国債指数（円ベース）に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

ファンドデータ

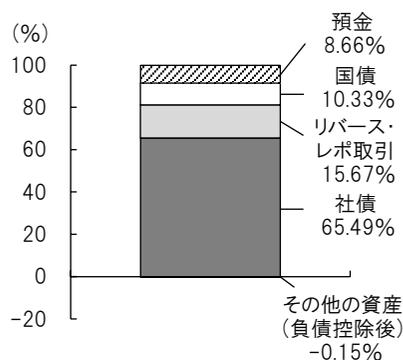
サブ・ファンドの組入資産の内容(第9期末現在)

組入上位資産（組入銘柄数:27 銘柄）

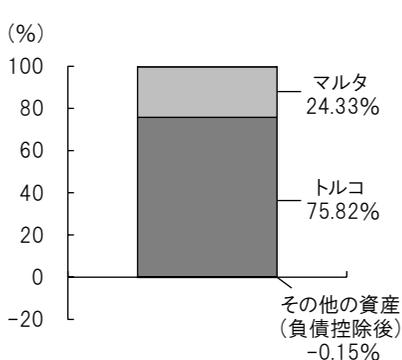
銘柄	組入比率
TRT030523T13 22-Mar-22 13.70% AKM	15.67%
FDTRY Akbank Malta 17% 24-Mar-22	8.66%
Turkey Government Bond 0% 15-Jun-22	6.61%
Hazine Mustesarligi Varl 9.4% 11-May-22	6.54%
Turkiye Garanti Bankasi 0% 29-Apr-22	5.40%
Turkiye Vakiflar Bankasi 0% 03-Jun-22	5.31%
Is Yatirim Menkul Degerl 0% 06-May-22	4.88%
Ak Yatirim Menkul Deg As 0% 22-Apr-22	3.93%
Qnb Finansbank As Turkey 0% 22-Apr-22	3.93%
Yapi Ve Kredi Bankasi As 0% 10-May-22	3.75%

(注) 組入比率は純資産総額に対する各組入資産の評価額の割合です。

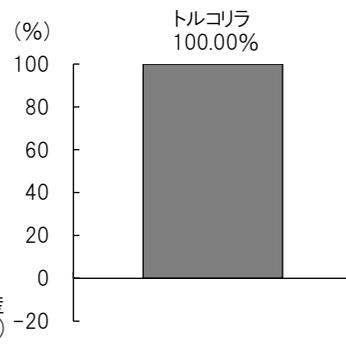
資産別配分



国別配分



通貨別配分



(注) 組入全銘柄に関する詳細な情報等につきましては、運用報告書（全体版）に記載されています。なお、財務書類では投資取引は取引日基準で計上されるため、組入全銘柄に関する情報が上記と異なる場合があります。

純資産等

項目	第 9 期 末
純 資 産 総 額	1,001,864,551.00トルコリラ
発 行 済 口 数	100,186,448,894口
1 口 当 たり 純 資 産 価 格	0.01トルコリラ

第 9 期 中		
販 売 口 数	買 戻 口 数	発 行 済 口 数
106,764,778,937	93,650,424,977	100,186,448,894
(106,757,269,475)	(93,650,424,977)	(100,133,536,089)

(注) ()内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済み口数です。